

## 埼玉県立小児医療センター 一般廃棄物処理業務 特記仕様書

この仕様書は、一般廃棄物処理業務の大要を示すものであって、ここに記載されていない事項については、現場の状況に応じて甲・乙協議し決定するものとする。

### 1 業務場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター

### 2 業務内容

- (1) 受注者は、発注者の指定した複数の一般廃棄物保管庫から受注者の運搬車両（空車）にて収集し、ごみ処理施設に運搬するものとする。収集運搬車の高さは2.8m以下とする。
- (2) 一般廃棄物の種類・予定数量及び運搬回数は下表のとおりとする。
- (3) 受注者は、運搬したごみを計量するものとする。
- (4) 受注者は、収集運搬にあたり飛散流出の無いよう注意するとともに、生ごみの収集を行った後、廃棄物保管庫を洗い流す等清潔を保持するものとする。

一般廃棄物の種類	予定数量	標準の収集運搬回数
可燃物	171, 980kg	毎週月～土曜日 (月26回・元日を除く)
ダンボール	41, 710kg	毎週月・木曜日 (月8回)
エコペーパー・雑誌	19, 270kg	毎週火・金曜日 (月8回)
空缶等 (金属類)	680kg	毎週水曜日 (月4回)
空瓶等 (ビン・陶器類)	810kg	
ペットボトル等	5, 444kg	
合計	239, 894kg	年間570回

### **3 請求方法**

受注者は毎月の収集運搬業務完了後、当該月の計量伝票書類等を添えて業務完了通知書を提出し、検査を合格したのち請求書を提出するものとする。

### **4 業務責任**

受注者は、業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、それらに対する一切の責任を負わなければならない。

### **5 状況報告**

発注者は、必要があると認められるときは、受注者に対し、処理の状況について報告を求めることができる。

### **6 許可証の写しの提出**

受注者は、契約書作成の際、本業務に関する許可証の写しを発注者に提出するものとする。

### **7 秘密の保持**

発注者、受注者は、この契約に関して知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

### **8 負担区分**

発注者、受注者の負担区分については次のとおりとする。

受注者は、作業上必要と思われる場合は、廃棄物を一時保管する容器を受注者の負担で保管庫内に設置する。生ごみの収集を行った後、廃棄物保管庫の清掃に使用する水やホースは発注者の負担とする。